

マイカー・自転車通勤の通勤手当、 非課税限度額が改正へ

マイカーや自転車などの交通用具を用いて通勤するサラリーマンへの通勤手当（以下、マイカー通勤手当）について、所得税の非課税限度額が改正されました。

10月20日から改正

マイカー通勤手当について、所得税の計算上、通勤手当が非課税となる限度額が、下表の赤字部分へと改正されました。この改正は、平成 26 年 10 月 20 日からの施行です。

片道の通勤距離	1ヵ月当たりの限度額	
	改正前	改正後
2 キロメートル未満	(全額課税)	(全額課税)
2 キロメートル以上 10 キロメートル未満	4,100 円	4,200 円
10 キロメートル以上 15 キロメートル未満	6,500 円	7,100 円
15 キロメートル以上 25 キロメートル未満	11,300 円	12,900 円
25 キロメートル以上 35 キロメートル未満	16,100 円	18,700 円
35 キロメートル以上 45 キロメートル未満	20,900 円	24,400 円
45 キロメートル以上 55 キロメートル未満	24,500 円	28,000 円
55 キロメートル以上		31,600 円

4月1日以後から適用

この改正は経過措置として、26 年 4 月 1 日以後に受けるべき通勤手当について適用されますが、このうち 26 年 3 月 31 日までに受けるべき通勤手当の差額として追給される部分は、改正前を適用します。

一方で 10 月 19 日までに給与所得として源泉徴収されたものは、改正前が適用されるため、源泉徴収の計算をやり直しません。10 月 20 日からは改正後を適用しつつ、年末調整で 4 月 1 日～10 月 19 日分に関して非課税の再計算を行い、精算することとなります。退職者で、年末調整する機会がなければ確定申告での精算となります。退職者でこの改正により納めすぎとなる場合は、源泉徴収票交付の際の「支払金額」欄は改正後になるように記載します。既に源泉徴収票の交付を行っているときは、「支払金額」欄を改正後に訂正し、「摘要」欄に「再交付」と表示した上で源泉徴収票を再交付します。

なお、賃金規定などで通勤手当＝非課税限度額としていた場合で、10 月 20 日以降に 4 月分まで差額を遡り支給された場合は、改正後を適用することとなります。

その他詳細については久保総合会計事務所にご相談ください。

TEL 06-6930-6388 HP アドレス <http://kubokaikei.com/>